放射性医薬品基準の改正案に関する意見の募集について

平成１９年１１月６日
厚生労働省医薬食品局審査管理課

放射性医薬品基準は、薬事法第４２条に基づき、保健衛生上特別の注意を要する放射性医薬品について製法、性状、品質、貯法等に関して基準として具体的に定めているものであります。

今般、放射性医薬品基準を改正し、「塩化イットリウム（^{90}Y）溶液」及び「塩化インジウム（^{111}In）溶液」に関する個別の基準を新たに収載する予定としております。

つきましては、新たに収載予定のこれら医薬品に関する基準案（別紙）に関しましてご意見のある場合には、下記により提出してください。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

１．意見募集期限

平成１９年１２月５日（水）１７時必着　　※郵送の場合は同日必着

２．提出方法

ご意見等は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

なお、提出していただくご意見等には必ず「放射性医薬品基準の改正案について」と明記して提出してください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：houyakukikai@mhlw.go.jp
厚生労働省医薬食品局審査管理課宛
（ファイル形式はテキスト形式でお願いします）

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3597-9535
厚生労働省医薬食品局審査管理課宛

○郵送の場合

〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省医薬食品局審査管理課宛

提出のご意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人の方は法人名、所在地を記載してください。これらは、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。